

リサイクルセンター啓発機能の検討

1 検討の目的

広域ごみ・汚泥処理施設の整備におけるリサイクルセンターは、燃やさないごみ・粗大ごみ・資源ごみの処理に加え、地域住民が積極的に利用し、かつリサイクルに対する意識の啓発が効果的になされる機能を備えた施設として整備する計画としている。ここでは、広域ごみ・汚泥処理施設の基本方針3「廃棄物の資源化を図り、循環型社会の形成に資する施設とします。」を踏まえ、循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発施設が備えるべき機能について検討を行う。

2 啓発施設が備えるべき機能

循環型社会の形成に向けた情報発信基地として、啓発施設が備えるべき機能としては、以下の機能が必要と考えられる。なお、啓発施設は、北但地域の小中学生も利用することから、下記のいずれの機能に関しても、小中学生への環境学習に配慮する必要がある。

- ①中古品・不用品の**修理・再生の場**としての機能
- ②再生品の**展示・提供の場**としての機能
- ③環境・資源やリサイクルに関する**情報提供・学習の場**としての機能
- ④集会・イベント等の**地域活動・コミュニティ形成支援の場**としての機能

3 啓発機能の事例

前述した「啓発施設が備えるべき機能」について、想定される機能の内容を以下に示す。

表 1 想定される機能の内容

機能		内 容	留意事項
修理・再生の場	家具工房	・粗大ごみとして搬入されたタンスやソファ等の家具類を中心に清掃・修理・再生等の作業を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・再生の可能な量及び質が見込める必要がある。 ・清掃・修理に必要な設備，人材が必要となる。 ・再生後の引取が見込める必要がある。
	自転車工房	・粗大ごみとして搬入された自転車を利用し，清掃・再塗装・軽微な修理を行い再使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理・再生の可能な量及び質が見込める必要がある。 ・清掃・修理に必要な設備，人材が必要となる。 ・再生後の引取が見込める必要がある。
	家電製品工房	・家庭で故障したテレビ・ラジオ等の家電製品を，住民自らが持込み，軽微な修理を行い再使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・修理に必要な設備，人材が必要となる。 ・修理後の安全性（火災等事故の防止）が確保される必要がある。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー	・住民のごみ減量化・リサイクル意識の啓発・普及を図ることを目的として，工房において修理・再生された再生品等を展示する。	<ul style="list-style-type: none"> ・再生品等の品質に関する責任の所在を明確にする必要がある。 ・展示情報について，住民に周知することが必要となる。
	不用品情報交換コーナー	・家庭で不要となった物の交換・売買を斡旋するため，掲示板・インターネット等により，住民の「譲ります，譲ってください」・「売ります，買います」等の情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交換品の品質に関する責任の所在を明確にする必要がある。
	フリーマーケット (地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能も兼ねる。)	・市民団体が開催するフリーマーケットの場を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ・常設ではないことから，設備・部屋等については，多目的に利用されることが望ましい。

情報提供・学習の場	環境学習コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 環境・資源問題やリサイクルに興味を持った住民が利用でき、関係図書を閲覧したり情報が入手できるように、リサイクル問題をテーマとした書籍・資料を収集し提供する。 住民が、環境・資源問題やリサイクルの歴史やしぐみを理解するため、映像やパソコン、模型等を通じて紹介する。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営期間中に渡っての収集資料の更新、展示内容の更新が必要となる。 書籍については、公共図書館等と蔵書が重複した場合、公共施設としての機能が重複する。 常設されるため、定常的な利用者が見込めることが望ましい。
	リサイクル体験コーナー (修理・再生の場としての機能も兼ねる。)	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル意識の啓発・普及という観点から、修理技術や再利用技術を住民に体験してもらおう。(日常生活の中でそれを実践し、ごみを減らすライフスタイルの形成推進に努めてもらう。) 修理技術等を持った人材を活用して「リフォーム教室」や「リサイクル教室」などを実施する。 (例) <ul style="list-style-type: none"> 牛乳パック・新聞紙を利用した紙すき 廃食用油を利用した石鹸 空きビン等を利用したガラス工芸 廃材を利用した木工 古布を利用した裂き織り 	<ul style="list-style-type: none"> 制作に必要な設備、指導者・講師等が必要となる。 利用者が見込めることが望ましいが、高度な技術が伴うもの等は利用者が見込めない可能性がある。 小学校と連携し夏休みに開催する等、利用者の確保が必要となる。 体験室については、専用ではなく、多目的に利用できることが望ましい。
	環境学習教室（会議室） (地域活動・コミュニティ形成支援の場としての機能も兼ねる。)	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習に関する講演会や各種イベントに使用する。 施設見学者に対して施設の説明を行う。 地域活動やグループ活動の打合せ・会議等に利用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設説明用の機器等を整備する必要がある。 定常的に利用されないことから、会議室については多目的に利用されることが望ましい。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場	<ul style="list-style-type: none"> 環境・資源やリサイクルについての関心や理解を高めるために講演会や各種イベントを開催する場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定常的に利用されないことから、設備・部屋等については多目的に利用されることが望ましい。
	地域・グループ活動の場	<ul style="list-style-type: none"> 環境・資源やリサイクルに関心を持つグループ、団体の活動のための会合・会議の場を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定常的に利用されないことから、設備・部屋等については多目的に利用されることが望ましい。

4 啓発機能

前述した想定される機能の内容を踏まえ、広域ごみ・汚泥処理施設の啓発施設には、以下の機能を整備するものとする。

表 2 整備機能

	機能	整備の有無	整備内容
修理・再生の場	家具工房	○	・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取も見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	自転車工房	○	・修理・再生に可能な量及び質が見込め、また再生品の引取も見込めるため工房を整備する。なお、実施に際しては再生品の責任の所在を明確にする。
	家電製品工房	×	・再生品の安全性の問題から整備しない。
展示・提供の場	再生品等展示コーナー	○	・家具工房、自転車工房の再生品等を展示するスペースを設置する。
	不用品情報交換コーナー	○	・掲示板等を設置する。なお、実施に際しては交換品の責任の所在を明確にする。
	フリーマーケット	△	・市民団体が開催するフリーマーケットに屋外敷地や環境学習教室（会議室）等を活用するが、専用の施設は整備しない。
情報提供・学習の場	環境学習コーナー	○	・展示内容を定期的に更新し、常に新しい情報を提供する設備を設置する。なお、内容については北但地域の環境・資源やリサイクルの情報発信を行う。
	リサイクル体験コーナー (修理・再生の場としての機能も兼ねる。)	○	・利用者の確保が見込めるメニュー（例：バーナーワーク、紙すき、木工教室等）を実施するための体験室を整備する。なお、体験室については、一つの部屋で各メニューが実施できる施設とする。
	環境学習教室（会議室）	○	・地域活動・コミュニケーション形成支援の場としても利用できるような多目的な施設の会議室とする。
地域活動・コミュニティ形成支援の場	講演会・イベントの場	△	・環境学習教室（会議室）を活用するが、専用の施設は整備しない。
	地域・グループ活動の場	△	・環境学習教室（会議室）を活用するが、専用の施設は整備しない。

※整備の有無 ○：整備する。 △：機能は有するが専用の施設は整備しない。 ×：整備しない。

5 啓発施設の在り方

啓発施設は、より多くの住民の利用に繋がるよう、身体障害者や親子連れ等の利用者・見学者に対する設備及び表示等の配慮も必要である。

また、啓発機能のハード面の整備だけでなく、施設運営というソフト面の整備も重要であり、今後の施設の利用状況に大きく影響を与えられとされる。

すなわち、環境・資源やリサイクルに対し、常に住民を啓発することを目指す施設である以上、そのための各種教室やイベント等を定期的に企画・運営し、かつ、北但地域全域を対象として実施していくことが重要となる。

このような活動の実現に際しては、行政主体の運営ではなく、地元住民や市民・町民グループの参加が効果的であるとされる。

よって、施設整備後の運営・管理については、行政だけで行うのではなく、地元住民や市民・町民グループの参画が可能な運営方法（住民の参画範囲、行政と住民の責任の所在等）を検討し、構築していく必要があるとされる。

また、情報発信基地としての役割をより高めるために、市街地の空店舗等の活用についても検討する。

なお、施設整備の基本方針6で示しているように財政支出を可能な限り低減する必要があることから、施設整備及び運営については、経済性を考慮し、必要最小限の施設整備及び効率的な運営を行う必要がある。